

# 告示

## 埼玉県告示第八十二号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
ときがわ町	平成二十九年	地籍図四十五枚	大附二地区（大
	平成三十年	地籍簿一冊	字大附の一部）
			三十日
			令和二年一月